



長野県報

4月27日(月)
令和2年
(2020年)
第101号

目次

告示

長野県県税条例に基づく申告等の期限の到来(税務課) 1

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 1

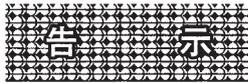
土地改良区の定款変更の認可(4件)(農地整備課) 4

土地改良区連合の定款変更の認可(農地整備課) 5

土地改良区役員の就退任の届出(4件)(農地整備課) 5

土地改良区役員の退任の届出(農地整備課) 6

特定調達契約に係る一般競争入札(学びの改革支援課) 6



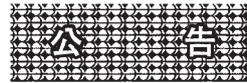
長野県告示第223号

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定により、条例第69条の13第1項第2号に掲げる自動車の同条第2項の規定による自動車税の種別割(条例第69条の10第2項に規定する証紙徴収の方法によるものを除く。)の減免に係る申請(その期限が令和2年4月1日から同年6月29日までの間に到来するものに限る。)については、その期限を令和2年6月30日とします。

令和2年4月27日

長野県知事 阿部 守一

税務課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月27日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友三本柳店
長野県長野市三本柳東2-8ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年4月27日から令和2年8月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上山田店

長野県千曲市大字上山田神戸880-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
合資会社大定商店	大井 定雄	上田市浦野47-18
遠藤 三郎		上田市武石沖699-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
合資会社大定商店	大井 定雄	上田市浦野47-18
遠藤 三郎		上田市武石沖699-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年4月27日から令和2年8月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友更埴栗佐店
長野県千曲市栗佐1201ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成31年3月15日
- 5 届出年月日
令和元年12月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和2年4月27日から令和2年8月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友戸倉店
長野県千曲市大字戸倉1955-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年4月27日から令和2年8月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月27日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

長野県須坂市大字須坂字金井原1539-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社伊勢屋薬局	飯島 健雄	千曲市大字稲荷山836

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アル ベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・ マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社伊勢屋薬局	飯島 健雄	千曲市大字稲荷山836

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年4月27日から令和2年8月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

令和2年4月20日、長野県神川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年4月27日

長野県上田地域振興局長 鈴木 英昭

農地整備課

公告

令和2年4月21日、茅野市湖東笹原土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年4月27日

長野県諏訪地域振興局長 小山 靖

農地整備課

公告

令和2年4月13日、長野県西部伊那土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年4月27日

長野県上伊那地域振興局長 佐藤 公俊

農地整備課

公告

令和2年4月13日、長野県中野土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年4月27日

長野県北信地域振興局長 藤森 茂晴

農地整備課

公告

令和2年4月13日、長野県伊那西部土地改良区連合の定款変更を認可しました。

令和2年4月27日

長野県上伊那地域振興局長 佐藤 公俊

農地整備課

公告

茅野市湖東笹原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年4月27日

長野県諏訪地域振興局長 小山 靖

理事

新任

氏名	住所
堀内 武男	茅野市湖東1195番地
牛山 英人	茅野市湖東1014番地 1
両角 幸彦	茅野市湖東1105番地
関 三 明	茅野市湖東1037番地

重任

氏名	住所
関 良 吾	茅野市湖東1147番地 1

氏名	住所
吉江 秀明	茅野市湖東1177番地
中島 剛司	茅野市湖東1127番地
清水 吉久	茅野市湖東1065番地
清水 強治	茅野市湖東1064番地
両角 裕明	茅野市湖東1082番地

監事

氏名	住所
両角 裕明	茅野市湖東1082番地

新任

氏名	住所
清水 吉次	茅野市湖東1080番地

退任

氏名	住所
両角 千文	茅野市湖東1070番地

農地整備課

公告

長野県小波川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年4月27日

長野県南信州地域振興局長 丹羽 克寿

理事

新任

氏名	住所
高坂 竜夫	下伊那郡松川町生田1009番地 1
久保田 善輝	下伊那郡豊丘村大字河野3074番地
武田 登	下伊那郡豊丘村大字河野91番地
井坪 右	下伊那郡豊丘村大字神稲1404番地
池田 郁雄	下伊那郡豊丘村大字神稲3937番地 4
小澤 雅信	下伊那郡豊丘村大字神稲6803番地
木下 兼明	下伊那郡豊丘村大字神稲9908番地 2
下平 良男	下伊那郡喬木村6138番地
吉津 英男	下伊那郡喬木村15932番地 2
吉岡 昌則	飯田市下久堅下虎岩893番地

重任

氏名	住所
菅 沼 義人	下伊那郡豊丘村大字神稲6839番地 2
原 昭章	下伊那郡喬木村1159番地
仲岩 均	下伊那郡喬木村2117番地 1
大原 成章	下伊那郡喬木村16298番地
岡島 正夫	飯田市下久堅下虎岩1256番地

退任

氏名	住所
森本 季雄	下伊那郡松川町生田323番地
久保田 昭博	下伊那郡豊丘村大字河野3597番地
胡桃澤 健	下伊那郡豊丘村大字河野177番地
木下 豊彦	下伊那郡豊丘村大字神稲2218番地 4
吉川 憲司	下伊那郡豊丘村大字神稲7589番地
壬生 位利	下伊那郡豊丘村大字神稲10641番地

勝野明人 下伊那郡喬木村7020番地3
 吉川正隆 下伊那郡喬木村15393番地2
 中村正二 飯田市下久堅下虎岩867番地5

監事

新任

氏名 住所

勝野明人 下伊那郡喬木村7020番地3
 齊藤勝彦 飯田市下久堅知久平795番地

重任

氏名 住所

滝川永人 下伊那郡豊丘村大字河野3755番地

退任

氏名 住所

木村進 下伊那郡喬木村15914番地1

農地整備課

公告

長野市安茂里犀裾土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年4月27日

長野県長野地域振興局長 吉沢 正

理事

新任

氏名 住所

藤原愛一郎 長野市伊勢宮3丁目2番地25号
 西澤壽晃 長野市大字安茂里1386番地

重任

氏名 住所

木内泰明 長野市大字安茂里1212番地
 山田明雄 長野市大字安茂里1053番地
 早川昌利 長野市大字安茂里712番地1
 小林功 長野市大字安茂里3764番地

退任

氏名 住所

吉沢茂正 長野市大字安茂里1242番地

監事

新任

氏名 住所

鈴木豊 長野市大字平柴1546番地

重任

氏名 住所

滝澤平一郎 長野市大字安茂里1070番地

農地整備課

公告

飯山国営土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年4月27日

長野県北信地域振興局長 藤森茂晴

監事

新任

氏名 住所

月岡伸太郎 飯山市大字常郷212番地8

退任

氏名 住所

伊藤靖行 飯山市大字照里1264番地15

農地整備課

公告

長野県埴科郡土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

令和2年4月27日

長野県長野地域振興局長 吉沢 正

監事

退任

氏名 住所

久保勝義 千曲市大字森1406番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年4月27日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

高等学校指導者用タブレット端末及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

仕様書によります。

(3) 借入期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの貸借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)

に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html

- (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県教育委員会事務局学びの改革支援課
電話 026 (235) 7433

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和2年6月8日(月) 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階109号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 令和2年6月5日(金) 午後5時(必着)
イ 提出場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570
長野県教育委員会事務局学びの改革支援課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、令和2年5月29日(金)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができますものとしてします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Lease goods or services:
A set of tablets and peripherals for instructors at prefectural public senior high schools in Nagano
- (2) Period of validity:
October 1, 2020 to September 30, 2025
- (3) Delivery places:
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Inquiries for tender description, specification and contract conditions:
Learning Advancement Support Division, Secretariat of Board of Education,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano Prefecture, Japan
Tel: +81-26-235-7433
- (5) Opening of tender
Time: 10:00 AM
Date: June 8, 2020
Place: Conference Room 109, Nagano Prefectural Government West Annex 1F
- (6) If sent by post
Deadline: 5:00 PM, June 5, 2020
Mailing Address: Learning Advancement Support Division, Secretariat of Board of Education, Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City,
Nagano Prefecture, 380-8570 Japan

学びの改革支援課